

病院及び有床診療所用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添

（病院及び有床診療所）賃金改善実績報告書（令和 6 年度分）

報告対象年度を記載し
ます

医療機関が所在する都
道府県を選択してくだ
さい（右の欄外に届出
様式提出先のメールア
ドレスが表示されま
す）

医療機関の所在地の住
所を記載してください

期間中に算定し、収入
となった実績額の合計
を記載します

期間中に算定し、収入
となった実績額の合計
を記載します。届出を
していない場合は0と
記載してください。

（6）の金額のうち、翌年度へ
の繰越予定額を記載します。
（6）の全額をベア等及びそれ
に伴う賞与、時間外手当、法定
福利費等に充当している場合に
は、0円と記載します。

令和 6 年度分報告時は0円となり
ます。前年度にベースアップ評価
料を算定していて、前年度からの
繰越がある場合にのみ記載しま
す。

該当している場合にはチェックを
してください。
該当していない場合には、充当し
ていない金額を翌年度のベア等
のために繰越を行い、「（7）翌年
度への繰越予定額」に記載してく
ださい。

様式提出先のメールアドレス！

報告書届出における注意点

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsu>

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（1）賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

（2）ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【（2）の期間中】

（3）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	1,000,000 円
（4）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	0 円
（5）入院ベースアップ評価料による収入の実績額	2,000,000 円
（6）ベースアップ評価料による収入の実績額【（3）+（4）+（5）】	3,000,000 円

繰のセルは、自動計算
されるため、記載不要
です。

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

（7）翌年度への繰越予定額	0 円
（8）前年度からの繰越額（令和 7 年度分報告時のみ記載）	0 円
（9）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、 時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（6）-（7）+（8）】	3,000,000 円
（10）（9）について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒ 問題なし

○ 以下、基本給等総額については 1 ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

※ ベア等の定義は II-2 を参照のこと。

※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間（1）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。

それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

（11）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	50.0 人
（12）賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	15,000,000 円
（13）基本給等に係る賃金改善実績額（1 ヶ月分）	360,000 円
（14）（13）のうち定期昇給相当分	0 円
（15）（13）のうちベア等実施分【（13）-（14）】	360,000 円
（16）ベア等による賃金増率【（15）÷（（12）-（13））】	2.5 %

シート末尾の【記載上
の注意】4 を参照のこ
と。

ベースアップ評価料の
初回届出時点での「賃
金改善しなかった場
合」の基本給等総額か
らの、基本給等総額の
増加分を記載します。

IV. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

（17）看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	28.0 人
（18）賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	8,400,000 円
（19）基本給等に係る賃金改善実績額（1 ヶ月分）	201,600 円
（20）（19）のうち定期昇給相当分	0 円
（21）（19）のうちベア等実施分【（19）-（20）】	201,600 円
（22）ベア等による賃金増率【（21）÷（（18）-（19））】	2.5 %

上の※を参照のこと。

V. 薬剤師の基本給等に係る事項

(23) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	5.0 人
(24) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	1,500,000 円
(25) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	36,000 円
(26) (25) のうち定期昇給相当分	0 円
(27) (25) のうちベア等実施分【(25)－(26)】	36,000 円
(28) ベア等による賃金増率【(27)÷（(24)－(25)）】	2.5 %

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

(29) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	6.5 人
(30) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	1,950,000 円
(31) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	46,800 円
(32) (31) のうち定期昇給相当分	0 円
(33) (31) のうちベア等実施分【(31)－(32)】	46,800 円
(34) ベア等による賃金増率【(33)÷（(30)－(31)）】	2.5 %

VII. 歯科衛生士の基本給等に係る事項（歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入）

(35) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0 人
(36) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0 円
(37) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	0 円
(38) (37) のうち定期昇給相当分	0 円
(39) (37) のうちベア等実施分【(37)－(38)】	0 円
(40) ベア等による賃金増率【(39)÷（(36)－(37)）】	0.0 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	10.5 人
(42) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	3,150,000 円
(43) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	75,600 円
(44) (43) のうち定期昇給相当分	0 円
(45) (43) のうちベア等実施分【(43)－(44)】	75,600 円
(46) ベア等による賃金増率【(45)÷（(42)－(43)）】	2.5 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(47) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	10.0 人
(48) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	4,270,000 円
(49) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	70,000 円
(50) (49) のうち定期昇給相当分	0 円
(51) (49) のうちベア等実施分【(49)－(50)】	70,000 円
(52) ベア等による賃金増率【(51)÷（(48)－(49)）】	1.7 %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(53) 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（１）の開始月時点）	20.0 人
(54) 事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（１）の開始月）	3,560,000 円
(55) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	60,000 円
(56) (55) のうち定期昇給相当分	円
(57) (55) のうちベア等実施分【(55)－(56)】	60,000 円
(58) ベア等による賃金増率【(57)÷（(54)－(55)）】	1.7 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日 開設者名： △△ △△

【記載上の注意】

- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）